

議案第42号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年5月28日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「または」を「又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第16条第3項中「本項」を「この項」に改め、同条第4項中「施行規則」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」に改め、同条第5項中「本項」を「この項」に改める。

第24条第1項ただし書中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第25条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

附則第3条の5の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第4条の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者は、当分の間、第20条の2の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第24条第4項の規定による申告書の提出（第25条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この条及び次条において「地方団体に対する寄附金」とい

う。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書を送付することを求めることができる。

附則第5条及び第6条を次のように改める。

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、第40条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3,900円	1,000円
6,900円	1,800円
10,800円	2,700円
3,800円	1,000円
5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第40条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	2, 000円
6, 900円	3, 500円
10, 800円	5, 400円
3, 800円	1, 900円
5, 000円	2, 500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	3, 000円
6, 900円	5, 200円
10, 800円	8, 100円
3, 800円	2, 900円
5, 000円	3, 800円

附則第6条の2を削る。

- 第2条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中杉並区特別区税条例附則第5条及び第6条の改正規定を次のように改める。

附則第6条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同

条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	4, 600円
6, 900円	8, 200円
10, 800円	12, 900円
3, 800円	4, 500円
5, 000円	6, 000円

附則第1条第2号中「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改め、同条第3号中「附則第5条及び第6条」を「附則第6条」に、「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改める。

附則第4条第1項中「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改め、同条第2項中「附則第6条」を「附則第6条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第5条中「附則第6条」を「附則第6条第1項」に改める。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中杉並区特別区税条例第16条第2項の改正規定（ただし書を加え

る部分に限る。)及び同条例第25条の3第4項の改正規定並びに附則第2条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中杉並区特別区税条例附則第6条の2を削る改正規定及び附則第4条の規定 平成28年4月1日

第2条 第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例(以下「新条例」という。)第16条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)について適用し、平成27年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出した新条例附則第4条の2に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第5条の規定は、平成28年度以後の年度分の区民税について適用する。

第3条 新条例附則第6条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の杉並区特別区税条例附則第6条の2第1項に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ3級品」という。)に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、新条例第51条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき
2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき
3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき
4,000円

- 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第52条の3第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新条例第52条の3第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の施行規則（以下この条において「旧施行規則」という。）第48号の5様式
新条例第52条の3第2項	施行規則第34号の2の2様式	旧施行規則第48号の6様式
新条例第52条の3第3項	施行規則第34号の2の6様式	旧施行規則第48号の9様式
新条例第52条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	旧施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

- 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第48条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販

売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに区長に提出しなければならない。
- 6 前項の申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第8条、第52条の3第4項及び第5項、第52条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第52条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する申告書
新条例第52条の3第5項	第1項又は第2項	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年杉並区条例第 号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第4条第6項
新条例第52条の6第1項	第52条の3第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項	平成27年改正条例附則第4条第5項の申告書を同項
新条例第53条第2項	第52条の3第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域

内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該特別区たばこ税に相当する金額を、新条例第 5 2 条の 4 の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき特別区たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る特別区たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 5 2 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 2 9 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

1 0 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 0 項において準用する同条第 4

		項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	から前項まで	及び前2項
第7項の表新条例第52条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表新条例第52条の3第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第7項の表新条例第52条の6第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第10項において準用する同条第5項
第7項の表新条例第53条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該

特別区たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から前項まで	及び前2項
第7項の表新条例第52条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表新条例第52条の3第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表新条例第52条の6第1項の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表新条例第53条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移

出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 2 6 2 円とする。

1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 3 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 1 年 4 月 3 0 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 1 年 9 月 3 0 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 1 3 項の
	から前項まで	及び前 2 項
第 7 項の表新条例第 5 2 条の 3 第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表新条例第 5 2 条の 3 第 5 項の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表新条例第 5 2 条の 6 第 1 項の項	附則第 4 条第 5 項	附則第 4 条第 1 4 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表新条例第 5 3 条第 2 項の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項

第8項	第4項	第13項
-----	-----	------

(提案理由)

寄附金税額控除に係る申告の特例を創設する等の必要がある。

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第16条 略	第16条 略
2 前項の総所得金額、退職所得金額又は <u>山林所得金額は、法又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u>	2 前項の総所得金額、退職所得金額 <u>または山林所得金額は、法またはこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項または第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算の例によつて算定する。</u>
3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第21条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。	3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下 <u>本項</u> 及び次項並びに第21条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定によ	4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定によ

る申告書（その提出期限後において区
民税の納税通知書が送達される時まで
に提出されたもの及びその時までに提
出された第25条第1項の確定申告書
を含む。）に特定配当等に係る所得の
明細に関する事項その他地方税法施行
規則（昭和29年総理府令第23号。

以下「施行規則」という。）に定める
事項の記載があるとき（これらの申告
書にその記載がないことについてやむ
を得ない理由があると区長が認めると
きを含む。）は、当該特定配当等に係
る所得の金額については、適用しな
い。

5 法第23条第1項第16号に規定す
る特定株式等譲渡所得金額（以下この
項及び次項並びに第21条の2におい
て「特定株式等譲渡所得金額」とい
う。）に係る所得を有する者に係る総
所得金額は、当該特定株式等譲渡所得
金額に係る所得の金額を除外して算定
する。

6 略

（区民税の申告）

第24条 第10条第1号の者は、3月
15日までに、規則で定める申告書を
区長に提出しなければならない。ただ
し、法第317条の6第1項又は第4
項の規定によつて給与支払報告書又は

る申告書（その提出期限後において区
民税の納税通知書が送達される時まで
に提出されたもの及びその時までに提
出された第25条第1項の確定申告書
を含む。）に特定配当等に係る所得の
明細に関する事項その他施行規則

に定める
事項の記載があるとき（これらの申告
書にその記載がないことについてやむ
を得ない理由があると区長が認めると
きを含む。）は、当該特定配当等に係
る所得の金額については、適用しな
い。

5 法第23条第1項第16号に規定す
る特定株式等譲渡所得金額（以下本項
及び次項並びに第21条の2におい
て「特定株式等譲渡所得金額」とい
う。）に係る所得を有する者に係る総
所得金額は、当該特定株式等譲渡所得
金額に係る所得の金額を除外して算定
する。

6 略

（区民税の申告）

第24条 第10条第1号の者は、3月
15日までに、規則で定める申告書を
区長に提出しなければならない。ただ
し、法第317条の6第1項又は第4
項の規定によつて給与支払報告書又は

公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則

第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この

公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この

限りでない。

2～7 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

附 則

第3条の5の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定に

限りでない。

2～7 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

附 則

第3条の5の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定に

より読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定

する申告特例対象寄附者は、当分の間、第20条の2の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第24条第4項の規定による申告書の提出(第25条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この条及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書を送付することを求めることができる。

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者につい

より読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

第5条及び第6条 削除

て法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、第40条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第40条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>3, 900円</u>	<u>2, 000円</u>
<u>6, 900円</u>	<u>3, 500円</u>
<u>10, 800円</u>	<u>5, 400円</u>
<u>3, 800円</u>	<u>1, 900円</u>
<u>5, 000円</u>	<u>2, 500円</u>

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞ

れ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>3, 900円</u>	<u>3, 000円</u>
<u>6, 900円</u>	<u>5, 200円</u>
<u>10, 800円</u>	<u>8, 100円</u>
<u>3, 800円</u>	<u>2, 900円</u>
<u>5, 000円</u>	<u>3, 800円</u>

(たばこ税の税率の特例)

第6条の2 たばこ事業法附則第2条の
規定による廃止前の製造たばこ定価法
(昭和40年法律第122号) 第1条
第1項に規定する紙巻たばこ3級品の
当該廃止の時ににおける品目と同一であ
る喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税
の税率は、第51条の規定にかかわら
ず、当分の間、1, 000本につき
2, 495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合におけ
る第52条の3第1項から第4項まで
の規定については、同条第1項中「第
34号の2様式」とあるのは「第48
号の5様式」と、同条第2項中「第3
4号の2の2様式」とあるのは「第4
8号の6様式」と、同条第3項中「第
34号の2の6様式」とあるのは「第
48号の9様式」と、同条第4項中
「第34号の2様式又は第34号の2
の2様式」とあるのは「第48号の5

様式又は第48号の6様式」とする。

第2条による改正（杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例						
<p>第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>附則第6条第3項中「<u>附則第30条第3項第1号</u>」を「<u>附則第30条第5項第1号</u>」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「<u>附則第30条第2項第1号</u>」を「<u>附則第30条第4項第1号</u>」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「<u>附則第30条第1項第1号</u>」を「<u>附則第30条第3項第1号</u>」に、「<u>初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）</u>」を「<u>初回車両番号指定</u>」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</p> <p>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の</p>	<p>第1条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>附則第5条及び第6条を次のように改める。</p> <p>第5条 削除</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3, 900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4, 600円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6, 900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8, 200円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>10, 800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12, 900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>3, 900円</u>	<u>4, 600円</u>	<u>6, 900円</u>	<u>8, 200円</u>	<u>10, 800円</u>	<u>12, 900円</u>
<u>3, 900円</u>	<u>4, 600円</u>						
<u>6, 900円</u>	<u>8, 200円</u>						
<u>10, 800円</u>	<u>12, 900円</u>						

指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第2号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	4, 600円
6, 900円	8, 200円
10, 800円	12, 900円
3, 800円	4, 500円
5, 000円	6, 000円

略

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中杉並区特別区税条例第40条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号アの改正規定（「2, 400円」を「3, 600円」に改める部分を除く。）及び同条第2項の改正規定並びに附則第3

3, 800円	4, 500円
5, 000円	6, 000円

略

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中杉並区特別区税条例第40条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号アの改正規定（「2, 400円」を「3, 600円」に改める部分を除く。）及び同条第2項の改正規定並びに附則第3

条第1項及び第5条（第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第6条第1項に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

- (3) 第1条中杉並区特別区税条例第40条第1項第1号の改正規定、同項第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）、同号イ及び同項第3号の改正規定並びに同条例附則第6条の改正規定並びに附則第3条第2項、第4条及び第5条（新条例附則第6条第1項に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(4) 略

第4条 新条例附則第6条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第6条第1項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

条第1項及び第5条（第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）附則第6条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

- (3) 第1条中杉並区特別区税条例第40条第1項第1号の改正規定、同項第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）、同号イ及び同項第3号の改正規定並びに同条例附則第5条及び第6条の改正規定並びに附則第3条第2項、第4条及び第5条（新条例附則第6条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(4) 略

第4条 新条例附則第6条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第6条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第40条及び新条例附則第6条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第40条第1項第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第6条第1項の表以外の部分	第40条	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号。以下この条において、「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第40条及び新条例附則第6条 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第40条第1項第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第6条 <u> </u> の表以外の部分	第40条	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号。以下この条において、「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規

		定により読み替えて適用される第40条		定により読み替えて適用される第40条	
	同条第1項第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア	同条第1項第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第40条第1項第2号ア	
新条例附則第6条第1項の表	3,900円	3,100円	新条例附則第6条の表	3,900円	
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係																			
特別区民税	<p>1 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長</p> <p>住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年6箇月延長し、居住の用に供した日が平成29年12月31日であるものから平成31年6月30日であるものまでとする。</p> <p>(区税条例附則第3条の5の2・地方税法附則第5条の4の2)</p>	公布の日																				
	<p>2 寄附金税額控除に係る申告の特例等の創設</p> <p>(1) 給与所得者等は、確定申告に代えて、寄附金税額控除に必要な事項の通知を寄附先の地方団体が行うことを求めることができることとする。</p> <p>(2) 本特例が適用される場合は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行うこととする。</p> <p>(区税条例附則第4条の2及び第5条・地方税法附則第7条及び第7条の2)</p>	公布の日	(1) は平成27年4月1日以後に支出した地方団体に対する寄附金から適用、 (2) は平成28年度分から適用																			
軽自動車税	<p>3 軽自動車税の税率の特例</p> <p>平成27年度中に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、平成28年度分の軽自動車税をそのエネルギー消費効率等に応じ、それぞれ次のとおり軽課することとする。</p> <p>(1) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準の90%を超えないもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> <th>軽課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		税率	軽課税率	三輪のもの		3,900円	1,000円	四輪以上のもの	乗用	営業用	6,900円	自家用	10,800円	貨物用	営業用	3,800円	自家用	5,000円	公布の日	平成28年度分に適用
車種区分		税率	軽課税率																			
三輪のもの		3,900円	1,000円																			
四輪以上のもの	乗用	営業用	6,900円																			
		自家用	10,800円																			
	貨物用	営業用	3,800円																			
		自家用	5,000円																			

税目	改正内容	施行日	適用関係																																						
軽自動車税	<p>(2) 次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを燃料とするもので、窒素酸化物の排出量が平成 17 年排出許容限度の 25%を超えないものに限る。（3）において同じ。）</p> <p>ア エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率の 120%以上の乗用の軽自動車</p> <p>イ エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率の 135%以上の貨物用の軽自動車</p> <table border="1" data-bbox="317 734 987 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> <th>軽課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,900 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 次に掲げる三輪以上の軽自動車</p> <p>ア エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車（（2）アに該当するものを除く。）</p> <p>イ エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率の 115%以上の貨物用の軽自動車（（2）イに該当するものを除く。）</p> <table border="1" data-bbox="317 1406 987 1742"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率</th> <th>軽課税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,900 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(区税条例附則第 6 条・地方税法附則第 30 条)</p>	車種区分		税率	軽課税率	三輪のもの		3,900 円	2,000 円	四輪以上のもの	乗用	営業用	6,900 円	自家用	10,800 円	貨物用	営業用	3,800 円	自家用	5,000 円	車種区分		税率	軽課税率	三輪のもの		3,900 円	3,000 円	四輪以上のもの	乗用	営業用	6,900 円	自家用	10,800 円	貨物用	営業用	3,800 円	自家用	5,000 円	公布の日	平成 28 年度分に適用
	車種区分		税率	軽課税率																																					
三輪のもの		3,900 円	2,000 円																																						
四輪以上のもの	乗用	営業用	6,900 円																																						
		自家用	10,800 円																																						
	貨物用	営業用	3,800 円																																						
		自家用	5,000 円																																						
車種区分		税率	軽課税率																																						
三輪のもの		3,900 円	3,000 円																																						
四輪以上のもの	乗用	営業用	6,900 円																																						
		自家用	10,800 円																																						
	貨物用	営業用	3,800 円																																						
		自家用	5,000 円																																						

税目	改正内容	施行日	適用関係														
特別区たばこ税	<p>4 旧紙巻たばこ 3 級品に係る税率の特例の廃止</p> <p>(1) 旧紙巻たばこ 3 級品 (たばこ専売制の下において 3 級品とされていた紙巻たばこ) に係る税率の特例を廃止し、税率を次のとおり段階的に引き上げる。</p>	平成 28 年 4 月 1 日															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">期間</th> <th style="width: 50%;">税率 (1,000 本当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年 3 月 31 日まで</td> <td style="text-align: center;">2,495 円</td> </tr> <tr> <td>平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月 31 日まで</td> <td style="text-align: center;">2,925 円</td> </tr> <tr> <td>平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月 31 日まで</td> <td style="text-align: center;">3,355 円</td> </tr> <tr> <td>平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで</td> <td style="text-align: center;">4,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成31年 4 月 1 日から</td> <td style="text-align: center;">5,262 円</td> </tr> </tbody> </table>			期間	税率 (1,000 本当たり)	平成28年 3 月 31 日まで	2,495 円	平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月 31 日まで	2,925 円	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月 31 日まで	3,355 円	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで	4,000 円	平成31年 4 月 1 日から	5,262 円		
	期間			税率 (1,000 本当たり)													
	平成28年 3 月 31 日まで			2,495 円													
	平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月 31 日まで			2,925 円													
	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月 31 日まで			3,355 円													
	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで			4,000 円													
平成31年 4 月 1 日から	5,262 円																
<p>(2) 引上げ前の税率で課税された旧紙巻たばこ 3 級品を各税率の引上げ日に販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対し、引上げ額に相当する額を課税する。</p> <p>(区税条例附則第 6 条の 2・改正条例附則第 4 条・地方税法附則第 30 条の 2・改正法附則第 20 条)</p>																	